

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造

当市は、人口約16万人の岐阜県西濃地域の中核都市である。令和2年の国勢調査によると0～14歳の人口割合は13.0%、15～64歳の人口割合は59.2%、65歳以上の人口割合は27.8%であり、若い世代が少なく、中高年層に厚みのある人口構造である。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、2050年には130,141人まで減少する結果となっている。

さらに、生産年齢人口をみると、2050年には68,522人となり、生産年齢人口約1.43人で1人の老年人口を支えなければならない状況が見込まれ、人口減少に伴う労働力や人材の不足が危惧されている。

② 産業構造

当市は、地下水、石灰などの豊富な資源や東海道本線、名神高速道路といった交通の便など恵まれた立地条件のもと、繊維工業、石灰、大理石など資源立地型の工業が栄え、県下第一の工業都市として発展してきた。

1980年代までは繊維工業が製造品出荷額の首位を占めていたが、産業構造の変化や国際競争による生産拠点の海外移転などの影響により窯業土石や電気機械などが上位を占めるようになる。

さらに、2002年以降は、高度情報化社会の進展に伴い、電子部品・デバイスが大きくシェアを伸ばすことになるが、以前から当市の産業を支えてきたプラスチック製品、窯業土石製品、電気機械器具、輸送用機械器具などは、現在も安定した製造品出荷額を維持しており、多種多様な業種の製造業が集積していることが、当市の産業構造の特徴となっている。

③ 中小企業者の実態等

令和3年経済センサス活動調査によると、事業所数に関しては、卸売業・小売業が24.8%と最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業が10.7%、製造業が10.6%となっているが、従業員数に関しては、製造業の割合が24.0%と最も高く、18,430人が従事しており、製造業が市民生活を大きく支えている。

企業規模に関しては、令和6年度に当市が市内の製造業を対象に実施した企業アンケートによると、中小企業等経営強化法に基づく特例措置の対象となる資本金1億円未満の企業については全体の82.5%、従業員数1,000人未満の事業所については、全体の93.5%を占めており、二次、三次下請けなどの中小企業が当市の産業を支えている。

しかしながら、現在、市内の中小企業は、人手不足、事業承継等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。また、人口減少による労働力不足や人材不足の対応も、今後さけて通ることができない課題となっている。このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足や人材不足に対応した事業基盤を構築するとともに、事業承継が円滑に行える企業にしていくことは、喫緊の課題である。

④ 中小企業支援制度

当市は、工場・事業所などの新設・増設・移設を支援する『企業立地推進事業補助金制度』、安定した経営を支援する『中小企業融資制度』や人材育成、販路拡大を支援する『産業振興事業補助金制度』を実施し、中小企業の支援に努めている。

(2) 目標

今後、当市が人口減少をくい止め、持続可能な街づくりを進めていくためには、既存企業の経営基盤を強化し、成長分野への参入や新産業を創出していくことで、新たな雇用の創出を図ることが重要である。そのためには、積極的に企業の先端設備等の導入を促し、生産性を向上させていく必要があることから、先端設備等導入計画の目標認定件数を、60件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業の業種は、製造業のほかにも、情報通信業、農林業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業の地域は、都市部から山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業の業種は、製造業、情報通信業、農林業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。